

山口県消費生活審議会における部会について

1 設置の目的

山口県消費生活審議会において専門的事項を審議するため、山口県消費生活審議会規則第 7 条第 1 項の規定に基づき部会を設置する。

2 部 会

○消費者苦情処理部会

消費生活の安定及び向上に関する条例第 13 条第 1 項の規定に基づき、消費者苦情のうち、解決が困難であると認められるものについて調停を行う。

3 設置年月

令和元年 9 月

■山口県消費生活審議会規則（抜粋）

（部会）

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 第五条の規定は、部会の会議について準用する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

（会議）

第五条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもつて充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

■消費生活の安定及び向上に関する条例（抜粋）

（消費者苦情の処理）

第十二条 知事は、消費者と事業者との間の取引に関して生じた苦情（以下「消費者苦情」という。）について、当該消費者から処理の申出があつたときは、速やかに当該消費者苦情を解決するために必要な措置を執るものとする。

- 2 知事は、前項の措置を執るため必要があると認めるときは、当事者その他関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

（審議会の調停）

第十三条 知事は、消費者苦情のうち、解決が困難であると認めるものについて、山口県消費生活審議会（以下「審議会」という。）の調停に付することができる。

- 2 審議会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者その他関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。